

防衛医科大学校達第2号

器材委員会に関する達を次のように定める。

昭和52年1月21日

防衛医科大学校長 松 林 久 吉

器材委員会に関する達

改正	昭和52年 4月18日達第10号	平成18年 3月31日達第 3号
	昭和54年 4月 4日達第 5号	平成19年 3月28日達第 4号
	平成元年 5月29日達第 4号	平成19年 3月28日達第 5号
	平成 7年 3月31日達第 1号	平成26年 4月 1日達第 5号
	平成 8年10月 1日達第10号	令和 3年 3月31日達第 2号
	平成 9年 1月27日達第 1号	令和 5年 6月30日達第 3号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 委員会（第2条－第4条）

第3章 分科会等

第1節 通則（第5条）

第2節 総合分科会（第6条－第8条）

第3節 共同利用研究用器材分科会（第9条－第11条）

第4節 医療用器材分科会（第12条－第14条）

第5節 医学教育部の器材整備（第15条）

第6節 防衛医学研究センターの器材整備（第16条）

第7節 答申及び報告等（第17条－第19条）

第4章 雑則（第20条・第21条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 防衛医科大学校における教育用器材、研究用器材及び医療用器材（以下「器材」という。）の整備に関する事項を審議し、もって予算の適正、かつ、効率的執行を図るため、防衛医科大学長（以下「学校長」という。）の諮問機関として、器材委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2章 委員会

（構成）

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- （1）副校長（教育、診療、学生・防衛医学研究担当）
- （2）医学教育部長
- （3）病院長

- (4) 医学科の講座を担当する教授
 - (5) 各号に掲げる者のほか、教授、准教授及び講師のうちから学校長の指名する者
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、副校長（教育担当）を、副委員長は、副校長（診療担当）をもって充てる。
- 3 第1項第6号の委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

（審議事項）

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 器材の整備計画に関する事。
- (2) 器材の仕様に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、器材の整備に関する事。

（会議）

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を審議することができない。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員会に委員以外の教官を出席させ又は部外の学識経験者の出席を要請し、意見を求めることができる。

第3章 分科会等

第1節 通則

（設置）

第5条 委員会に、医学研究の実施にあたり、共同して利用する研究用器材（以下「共同利用研究用器材」という。）及び医療用器材に関する専門的事項を審議させるため、次の分科会を置く。

- (1) 共同利用研究用器材分科会
 - (2) 医療用器材分科会
- 2 前項に定める各分科会及び第15条並びに第16条に定める委員会等（以下「各分科会等」という。）による調整審議の結果を全体的に整理、調整し、委員会の円滑な運営を図るため、総合分科会を置く。

第2節 総合分科会

（構成）

第6条 総合分科会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 医学教育部長
- (2) 医学教育研修センター長
- (3) 医学教育開発官
- (4) 事務局総務部総務課長
- (5) 事務局企画部主計課長
- (6) 事務局総務部経理課長

- (7) 医学教育研修センター事務長
 - (8) 器材委員会委員として指名されている者のうちから、学校長が指名する者
 - ア 医学科の学科目を担当する教授 1名
 - イ 医学科の講座を担当する教授 4名
 - ウ 看護学科の講座を担当する教授 1名
 - (9) 動物実験施設長
 - (10) 共同利用研究施設長
 - (11) 病院副院長（管理・運営担当）
 - (12) 防衛医学研究センター長
- 2 総合分科会に分科会長及び副分科会長を置き、分科会長に医学教育部長を、副分科会長に医学教育研修センター長をもって充てる。
- 3 第1項第7号の委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

（審議事項）

第7条 総合分科会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 第3条に定める審議事項の細部に関すること。
- (2) 各分科会等の審議結果の調整、整理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、防衛医科大学校（以下「学校」という。）における器材整備全般に関すること。

（会議）

第8条 総合分科会は、必要に応じ、その都度分科会長が召集する。

- 2 総合分科会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を審議することができない。
- 3 総合分科会長は、必要に応じ、総合分科会に委員以外の職員を出席させ又は部外の学識経験者の出席を要請し、意見を求めることができる。

第3節 共同利用研究用器材分科会

（構成）

第9条 共同利用研究用器材分科会（以下「共利研分科会」という。）は、委員10人以内で構成する。

- 2 委員は、委員会委員のうちから学校長が指名する。
- 3 共利研分科会に分科会長を置く。分科会長は、委員の互選により定める。
- 4 委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（審議事項）

第10条 共利研分科会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 共同利用研究用器材の整備計画に関すること。
- (2) 共同利用研究用器材の仕様に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、共同利用研究用器材の整備に関すること。
(会議)

第11条 第8条の規定は、共利研分科会の会議について準用する。

第4節 医療用器材分科会

(構成)

第12条 医療用器材分科会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 病院長

(2) 臨床課程担当の教授

(3) 前2号に掲げる者のほか委員会委員のうちから学校長の指名する者

2 医療用器材分科会に分科会長を置く。分科会長は、病院長をもって充てる。

(審議事項)

第13条 医療用器材分科会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 医療用器材の整備計画に関すること。

(2) 医療用器材の仕様に関すること。

(3) 前2号の掲げるもののほか、医療用器材の整備に関すること。

(会議)

第14条 第8条の規定は、医療用器材分科会の会議について準用する。

第5節 医学教育部の器材整備

(審議事項)

第15条 医学教育部長は、医学教育部（共同利用研究施設を除く。以下に同じ。）に関する教育研究用器材について、別に定める委員会等を構成し、次に掲げる事項を審議する。

(1) 教育研究用器材の整備計画に関すること。

(2) 教育研究用器材の仕様に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究用器材の整備に関すること。

第6節 防衛医学研究センターの器材整備

(審議事項)

第16条 防衛医学研究センター長は、防衛医学研究センターに関する研究用器材について、防衛医学研究センター管理及び運営に関する達（平成8年防衛医科大学校達第11号）第2条に定める委員会において次に掲げる事項を審議する。

(1) 研究用器材の整備計画に関すること。

(2) 研究用器材の仕様に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、研究用器材の整備に関すること。

第7節 答申及び報告等

(総合分科会への通知等)

第17条 医学教育部長、共利研分科会長、医療用器材分科会長及び防衛医学研究センター長（以下「各分科会等の長」という。）は、当該分科会等の調査審議の結果

を原則として毎年1月末までに総合分科会長に通知するものとする。

- 2 総合分科会長は、各分科会長に対し、必要の都度、資料の作成又は、提出された資料についての説明を求めることができる。

(報告)

第18条 総合分科会長は、前条第1項の通知に基づき審議した結果を原則として毎年2月20日までに委員会に報告するものとする。

- 2 委員会は、必要の都度、学校長に委員会の審議状況等について報告しなければならない。

(答申)

第19条 委員会の委員長は、前条第1項の報告に基づき審議した結果を原則として毎年2月末までに学校長に答申するものとする。

第4章 雑則

(庶務)

第20条 委員会及び共利研分科会の庶務は医学教育研修センター事務部において、医療用器材分科会の庶務は病院において行う。

(委任規定)

第21条 この達の実施に関し必要な細部事項は、学校長の承認を得て、委員長が定める。

附 則

この達は、昭和52年1月21日から施行する。

附 則

この達は、昭和52年4月18日から施行する。

附 則

この達は、昭和54年4月4日から施行する。

附 則

この達は、平成元年5月29日から施行する。

附 則

この達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この達は、平成9年1月27日から施行する。

附 則

この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成19年3月28日から施行する。

附 則

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。